

# ○令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領

令和6年1月5日市長決裁

## 1 趣旨

原油価格・物価高騰に直面している中であっても、市内の高齢者施設等がその負担を利用者に転嫁することなく各種サービスを安定、かつ、継続的に提供するため、予算の範囲内において令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

上段の支援金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

## 2 交付対象者

支援金の交付を受けることができる者は、令和5年10月1日時点において、本市に所在地を有し、かつ、事業運営している別表1に掲げる事業所のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす法人とする。ただし、真にやむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 事業運営を休止していないこと。
- (2) 申請日時点で事業運営を廃止又は休止していないこと。
- (3) 申請日の属する月から令和6年3月31日までの間に、法人又は事業所側の都合による事業運営の廃止又は休止を予定していないこと。
- (4-1) 本年上半期に実施した令和5年度越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領に基づく支援金（以下「前回支援金」という。）の交付を受けた別表1に掲げる事業所の法人にあつては、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に原油価格・物価高騰を理由として、左記期間内の光熱費、燃料費、食事提供を行う施設においては食材費のいずれか一つでも利用者又は入居者（以下「利用者等」という。）の負担額を引き上げていないこと。ただし、申請日前までに利用者等に当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者等への価格転嫁を解消した場合にはこの限りでない。
- (4-2) 令和5年4月1日後に事業運営している、又は前回支援金の交付を受けていない別表1に掲げる事業所の法人にあつては、事業運営若しくは令和5年4月1日以降、令和6年3月31日までの間に原油価格・物価高騰を理由として、左記期間内の光熱費、燃料費、食事提供を行う施設においては食材費のいずれか一つでも利用者等の負担額を引き上げていないこと。ただし、申請日前までに利用者等に令和5年10月1日以降分の当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者等への価格転嫁を解消した場合にはこの限りでない。

(5) 受領した支援金を、別表 1 に掲げる事業所の要領 4 で規定する経費に全額充当させること。

### 3 支援金の額等

(1) 支援金の額は、別表 2 のとおりとし、それぞれの事業所ごとの額を合計して得た額とする。

(2) 支援金の交付は、1 法人につき 1 回限りとする。

### 4 支援金の対象経費

支援金の対象経費は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間の各事業所において負担する光熱費、燃料費及び食材費のほか、原油価格・物価高騰の影響を受ける経費とする。

### 5 交付申請

支援金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、令和 5 年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、規則第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる事項の書類は、添付を要さない。また、規則第 5 条第 2 項第 4 号の市長が必要と認める事項は、事業所一覧（別紙 1）とする。

### 6 申請期間

支援金の交付の申請は、令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 2 月 29 日（木）までの間にするものとする。

### 7 交付決定等

(1) 市長は、要領 5 の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、規則第 8 条第 1 項各号で規定する条件のほか、申請書に記載されている申立事項を遵守する旨を付したうえで、令和 5 年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(2) 市長は前号の審査の結果、不備不足等があると認められる場合は、申請者に対して補正を求めることができる。なお、補正依頼を受けた申請者は、申請期間内に市長に対し、補正した申請書等を提出するものとする。

(3) 市長は、前 2 号の審査の結果、支援金を交付すべきではないと認めるときは、令和 5 年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

### 8 交付決定の取り消し及び支援金の返還

(1) 市長は、規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和 5 年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定取消

通知書（様式第4号）により、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (2) 市長は前号により支援金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

9 実績報告

支援金に係る実績報告は、規則第15条第1項ただし書により提出を求めない。

10 その他

本要領に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表 1

下表に掲げる事業所は、本市又は埼玉県で許認可等を受けて（提出して）いること

法律名	許認可等	事業所
介護保険法 (平成9年法律第123号)	指定 許可	介護保険施設 介護保険サービス事業所
老人福祉法 (昭和38年法律第133号)	届出 認可	有料老人ホーム 養護老人ホーム
社会福祉法 (昭和26年法律第45号)	届出	軽費老人ホーム
高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成13年法律第26号)	登録	サービス付き高齢者向け住宅

※介護保険法第71条等で規定されている、いわゆる「みなし指定」の事業所については、越谷市公式ホームページ（ページ番号60114）の「越谷市内の介護保険サービスを提供する施設・事業所一覧」に掲載されている場合を除き、対象外となります。

別表 2

区分	事業所種別	支援金額
I 入所系	ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 認知症対応型共同生活介護 エ 地域密着型介護老人福祉施設 オ 養護老人ホーム カ 軽費老人ホーム キ 有料老人ホーム ※特定施設入居者生活介護含む ク サービス付き高齢者向け住宅 ※特定施設入居者生活介護含む ケ 短期入所生活介護 コ 短期入所療養介護 サ 小規模多機能型居宅介護 シ 看護小規模多機能型居宅介護	【定員1人あたり】 17,000円
II 通所系	ア 通所介護 イ 通所リハビリテーション ウ 地域密着型通所介護 エ 認知症対応型通所介護	【1事業所種別ごと】 210,000円
III 訪問系	ア 訪問介護 イ 訪問入浴介護 ウ 訪問看護 エ 訪問リハビリテーション オ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 カ 福祉用具貸与 ※特定福祉用具購入含む キ 居宅介護支援	【1事業所種別ごと】 10,000円

(様式第1号)

令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

越谷市長 宛

申請者 法人住所  
法人名  
代表者職氏名  
記入者名  
送付先住所  
送付先施設名  
連絡先

令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記2の申立事項を確認同意のうえ、令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領5の規定に基づき申請します。なお、交付決定の際は当該支援金を下記3に記載の口座に振り込むよう併せて請求します。

記

1 支援金交付申請（請求）額 金 円

※支援金内訳に関しては、事業所一覧（別紙1）のとおり

2 申立事項

- ・令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領2の柱書き及び各号に掲げている条件をすべて満たしていることに相違ありません。
- ・越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第22条に基づく関係書類の整備及び同規則第23条に基づく調査等を遵守します。
- ・令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領8-（2）に該当したときは支援金を返還します。

3 添付書類 事業所一覧（別紙1）

（裏面に振込先口座情報を記載する欄があります）

#### 4 振込先口座情報

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店名	支店				
科目	普通 当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							
<b>※申請者と口座名義人が違う場合のみ記入</b>	【 委 任 状 】						
	支援金の振り込みに関して、上記口座（名義）に振り込むこと委任します。						
	法人住所 _____						
	法人名 _____						
	代表者名 _____					印 _____	

## 事業所一覧（別紙1）

## 法人名

No.	①事業所名	②事業所番号	③区分	④事業所種別	⑤支援金額 (単位：円)
				入所系（Ⅰ）の 場合、定員数	
1					円
2					円
3					円
4					円
5					円
6					円
7					円
8					円
9					円
10					円
11					円
12					円
13					円
14					円
15					円
16					円
17					円
18					円
19					円
20					円
21					円
22					円
23					円
24					円
25					円
26					円
27					円
28					円
29					円
30					円
合計金額【様式第1号に記載する支援金交付申請(請求)額】⇒					円

※「③区分」「④事業所種別」「⑤支援金額」は、別表2の「区分」「事業所種別」「支援金額」欄に記載されている内容にしたがってご記入ください。

※定員数は、区分が入所系（Ⅰ）の場合にのみご記入ください。

(様式第2号)

令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書  
兼交付額確定通知書

越介保第 号  
令和 年 月 日

様

越谷市長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記のとおり交付することを決定するとともに、その額を確定したので通知します。

記

- 1 支援金交付決定額 金 円
- 2 交付方法 前金払
- 3 交付条件
  - 1) 越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第8条第1項各号に記載されている事項を遵守すること。
  - 2) 令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書の申立事項に記載されている事項を遵守すること。



(様式第3号)

令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書

越介保第 号  
令和 年 月 日

様

越谷市長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

(様式第4号)

令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定取消通知書

越介保第 号  
令和 年 月 日

様

越谷市長 印

令和 年 月 日付け越介保第 号で交付決定の令和5年度下半期越谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

1 取消理由

2 取消額 全部 : 金 円  
一部 : 金 円